

# 全日本大学バレーボール連盟 規約

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本連盟は、全日本大学バレーボール連盟と称する。  
英文の名称は Japan University Volleyball Association とする。

### 第2条（事務所）

本連盟は、事務所を東京都に置く。

### 第3条（組織）

本連盟は、北海道・東北・関東・北信越・東海・関西・中国・四国及び九州の9地域にそれぞれ設置される地域大学バレーボール連盟（以下、地方学連とよぶ）を以て構成する。

## 第2章 目的及び事業

### 第4条（目的）

本連盟は、第3条規定の地方学連を統括しかつ代表する学生競技団体として、財団法人日本バレーボール協会と緊密な関係を保ちながらバレーボールの普及・振興を図り、以て学生の心身の健全な発達と明るく豊かな学生生活を通じ、人格の形成に寄与することを目的とする。

### 第5条（事業）

本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 全日本大学バレーボール選手権大会その他の競技会の開催及び主管。
- (2) 学生バレーボール界を代表しての日本ユニバーシアド委員会への加盟。
- (3) バレーボール競技に関するユニバーシアドその他の国際競技大会への選手の選考及び選手団の派遣。
- (4) 地方学連の要請に応じ、地方学連の主催・主管する競技会に対する各種支援。
- (5) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業。

## 第3章 会員

### 第6条（会員）

本連盟は、学校教育法による大学またはこれに準ずる大学のバレーボール部で、かつ当該大学が代表するバレーボール部であることを認めたもので本連盟に加盟を希望する部をもって会員とする。なお、一つの大学で男子・女子の部を加盟させると

きはそれぞれ独立した会員とする。

#### 第7条（加盟・退会及び登録）

- (1) 本連盟の加盟は第3条規定の地方学連への加盟により自動的に会員として登録されるが、加盟に際して本規約細則に定められた加盟料を納入しなければならない。
- (2) 本連盟からの退会も前項と同じく地方学連からの退会を以て会員登録を抹消する。
- (3) 加盟各大学は原則として毎年4月30日までに、その所属する地方学連に対し、本規約細則に定められた登録料をそえて、規定の登録用紙を以て登録しなければならない。各地方学連は傘下加盟校の登録用紙・登録料をまとめて5月31日までに本連盟に送達する。
- (4) 一旦納入された加盟料及び登録料は返還しない。

### 第4章 役員

#### 第8条（役員の数）

本連盟に下記の役員を置く。

(1) 会 長	1名
(2) 副 会 長	若干名
(3) 名 誉 顧 問	若干名
(4) 顧 問	若干名
(5) 参 与	若干名
(6) 理 事 長	1名
(7) 副 理 事 長	3名
(8) 常 任 理 事	10名
(9) 理 事	
(1)(2)(6)(7)(12)(13)を含め	44名
(10) 専門委員会委員長	8名
(11) 専門委員会委員	若干名
(12) 委 員 長	1名
(13) 副 委 員 長	2名
(14) 代 議 員	(12)(13)を含め 36名
(15) 監 事	2名

#### 第9条（会長）

- (1) 会長は理事会において推薦し、総会において選任する。
- (2) 会長は本連盟を代表し、会務を統括する。

#### 第 10 条（副会長）

- (1) 副会長は理事のなかから会長が指名し、理事会において選任する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは、あらかじめ会長が指名した順序により、会長の職務を代行する。

#### 第 11 条（名誉顧問・顧問）

- (1) 名誉顧問は本連盟会長経験者を理事会において推薦し、会長がこれを委嘱する。
- (2) 顧問は本連盟に特に功労のある者を理事会において推薦し、会長がこれを委嘱する。
- (3) 名誉顧問及び顧問は本連盟の重要事項について、理事会の諮問に応じ、理事会に出席し意見を述べる事が出来る。

#### 第 12 条（参与）

- (1) 参与は本連盟に功労のあった者で理事会の推薦を受けた者を会長が委嘱する。
- (2) 参与は本連盟の運営について会長の諮問に応ずる。

#### 第 13 条（理事長 / 副理事長）

- (1) 理事長は理事の互選により選出され、会長が委嘱する。副理事長は理事のなかから理事長が指名し、会長が委嘱する。
- (2) 理事長は総会並びに理事会の決議及び文規約に基づき、会長を補佐し、理事会を統括して会務を執行する。
- (3) 副理事長は理事長を補佐し、理事長不在のときは、あらかじめ理事長が指名した順序により、理事長の職務を代行する。

#### 第 14 条（常任理事）

- (1) 常任理事は第 15 条第 4 項規定の会計担当理事 1 名、第 17 条規定の学生委員長 1 名及び理事の互選により選出された 8 名をもって構成され、会長が委嘱する。
- (2) 常任理事は本連盟の重要事項（本連盟が選任する役員人事を含む）の提案・立案・審議等に参画し、会長・副会長・理事長・副理事長を補佐し、会務の執行を助ける。

#### 第 15 条（理事）

- (1) 理事は各地方学連推薦理事・学識経験者理事及び学生理事によって構成されるが、その選任は総会において行われる。
- (2) 理事 44 名の構成は下記によるものとする。
  - (イ) 地方学連推薦理事 18 名  
各地方学連より各 2 名の推薦をするが、地方学連推薦理事は学識経験者・学生を問わない。但し、うち 1 名は原則として地方学連の会長とする。

(D) 学識経験者理事 14名

(H) 学生理事 12名

学生理事は委員長・副委員長及び各地方学連代表の代議員とする。委員長・副委員長として選出された地方学連は別に代表者を選出する。

- (3) 地方学連推薦理事は各地方学連の推薦に基づき、学識経験者理事は理事会の推薦に基づき、また学生理事は代議員会の推薦に基づいて、総会において選任される。
- (4) 理事のなかから1名の会計担当理事を選任する。
- (5) 理事は理事会を組織し、本連盟の重要事項を審議する。

#### 第16条（専門委員会委員長・専門委員）

- (1) 第29条に規定される各専門委員会の委員長は理事会の推薦により選任され、会長が委嘱する。
- (2) 各専門委員会の委員は委員長の推挙により理事会が審議の上選任し、会長が委嘱する。
- (3) 各専門委員長は理事会に出席し、専門委員会の所管事項について、その審議・討議内容及び結論について報告し、承認を得る。

#### 第17条（委員長・副委員長）

- (1) 委員長は代議委員の互選により選出され、副委員長は委員長が推薦する。いずれも会長がこれを委嘱する。
- (2) 委員長及び副委員長は代議委員会を代表し、理事として理事会に出席し、本連盟の運営に貢献する。

#### 第18条（代議員）

- (1) 代議員は各地方学連を代表する学生役員であり、各地方学連からの推薦により選出され、会長がこれを委嘱する。
- (2) 代議員36名の構成は各地方学連に登録された会員数に比例して各地方学連に割り当てられることを原則とする。地方学連別割り当て数は細則に定める。
- (3) 第13条2項の学生理事は本条の代議員36名のなかから選出されるものとする。
- (4) 代議員は代議員会を組織し、各地方学連から提案された重要案件を学生の立場で検討し、必要と思われる案件を理事会の審議に供する。

#### 第19条（監事）

- (1) 監事は理事会の推薦に基づき、総会において選任される。
- (2) 監事は本連盟の財産の状況を監査するとともに、理事の業務執行の状況を監査し、必要に応じ、総会または理事会に対し監査結果を報告する。

## 第20条（役員の任期）

- (1) 各役員の任期は学識経験者は2年、学生役員は1年とし、再任を妨げない。
- (2) 欠員補充により就任する役員の任期は前任役員の残任期間とする。

## 第5章 会議

### 第21条（会議の種類）

本連盟の重要事項を審議するため、下記の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会
- (4) 代議員会
- (5) 専門委員会

### 第22条（総会）

- (1) 総会は理事会及び代議員によって組織され、本連盟の最終決議機関とする。
- (2) 通常総会は年1回（原則として3月）会長が召集し、議長となる。
- (3) 臨時総会は会長が必要と認めたとき、会長が召集し、議長となる。

### 第23条（総会の決議）

- (1) 総会は理事及び代議員の過半数の出席を以て成立する。ただし、総会議事につき書面を以て委任状を提出した者は出席とみなす。
- (2) 総会の議決は出席者の過半数を以て決定する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

### 第24条（総会の決議事項）

総会において下記の事項を議決する。

- (イ) 事業計画及び収支予算
- (ロ) 事業報告及び収支決算
- (ハ) 全日本大学選手権大会の開催場所・運営方法その他
- (ニ) 本連盟の重要な規約類の改正・制定
- (ホ) その他、本連盟の事業に関する重要事項で理事会が必要と認める事項

### 第25条（常任理事会）

- (1) 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長及び常任理事により組織される。
- (2) 常任理事会は、本連盟の重要事項（本連盟が選任する役員人事を含む）に関し、提

- 案・立案・審議を行い、その討議結果を理事会及び必要に応じ総会の議決に委ねる。
- (3) 常任理事会は、理事長が必要と認めたときに招集し、議長となる。

#### 第26条（理事会）

- (1) 理事会は、通常年2回（通常総会当日及び全日本大学選手権大会開催時）会長が招集する。また、会長が必要と認めるとき、あるいは、理事の過半数から理事会に付すべき事項を示して召集を請求されたときにはその請求から3週間以内に臨時理事会を会長が招集する。
- (2) 理事会は総会議決事項を事前に審議するとともに、その他の重要事項を審議・議決する。
- (3) 理事会の議長は会長がその任に当たり、出席理事の過半数を以って議決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

#### 第27条（理事会の議決事項）

下記に掲げる事項については、総会の決議を要さず、理事会の決議をもって最終決議とする。

- (イ) 副会長・名誉顧問・顧問・参与・理事長・専門委員会委員長・専門委員会委員の選任
- (ロ) 本規約の付則・細則の新設・改訂・廃止
- (ハ) 専門委員会の設置・廃設
- (ニ) 専門委員会規定の新設・改訂・廃止
- (ホ) 専門委員会の審議事項の採否決定
- (ヘ) その他総会の議決により委任された事項

#### 第28項（代議員会）

- (1) 代議員会は年1回、通常総会の前日に開催する。
- (2) 代議員会は各地方学連から提案された重要案件を学生の立場で検討し、必要と思われる案件を理事会あるいは総会に提議する。また、総会審議事項を検討・審議し、総会でその総意を提議する。
- (3) 代議員会は委員長が招集し、議長の任に当たる。
- (4) 代議員会は代議員の過半数の出席を以って成立し、その議決は出席者の過半数を以って決する。なお、予め書面を持って委任状を提出した者は出席とみなす。また、議決が可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- (5) 各代議員は、各自の所属する地方学連の意見を十分にまとめ、それを代表する。

#### 第29条（専門委員会）

- (1) 本連盟に次の専門委員を置く。
    - (イ) 総務委員会
    - (ロ) 強化委員会
    - (ハ) 競技委員会
  - (二) 審判委員会
  - (ホ) 広報委員会
  - (ヘ) 指導普及委員会
  - (ト) 科学研究委員会
  - (フ) ビーチバレーボール委員会
- (2) 各専門委員会の業務・運営については、別途理事会の議決を経て定める専門委員会規程によるものとする。
  - (3) 専門委員会の設置・廃設は理事会の決議による。
  - (4) 専門委員会の決定事項は理事会の承認を要する。

#### 第30条（議事録）

- (1) 本連盟のすべての会議は議事録を作成の上、保存するとともに本連盟の役員あるいは加盟大学からの要請があった場合には閲覧に供さなければならない。
- (2) 特に総会の議事録は本連盟に登録されたすべての大学に送付される。

### 第6章 会計

#### 第31条（会計年度）

本連盟の会計年度は毎年1月1日より翌年12月31日までとする。

#### 第32条（資産）

本連盟の資産は次の収入によりなるものとする。

- (1) 本連盟への加盟料及び登録料
- (2) 本連盟主催の事業に伴う収入
- (3) 本連盟の資産から生ずる収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

#### 第33条（収支予算及び決算）

- (1) 本連盟の収支予算は理事会の審議を経て、総会の承認を受けなければならない。
- (2) 本連盟の収支決算は会計担当理事の責任において、正確に記帳・保管され、

監事の監査・理事会の審議を経て、総会で承認される。

## 第7章 賞罰

### 第34条（表彰）

本連盟のため、特に顕著な貢献をした者を総会の決議により表彰することができる。

### 第35条（懲罰）

本連盟の名誉を毀損し、または、本連盟の規約及び決議に従わない加盟大学・役員に対し、総会の議決により、次の懲罰を課すことができる。

- (1) 戒 告
- (2) 譴 責
- (3) 権利停止
- (4) 除 名
- (5) 罷 免
- (6) その他の処分

## 第8章 補則

### 第36条（規約の改正または変更）

本規約は理事会の審議を経て、総会の決議により改正あるいは変更することができる。

### 第37条（付則・細則）

- (1) 本連盟は本規約の実施のために必要な付則・細則を理事会の決議により設けることができる。
- (2) 上記(1)項の付則・細則の改定あるいは変更は理事会の決議により行う。

（付則）

### 第1条（委任状による出席及び議決権）

本連盟規約第22条規定の総会、第26条規定の理事会あるいは第28条規定の代議員会に出席を要する理事あるいは代議員は委任状をもって代理出席者を指名し、会議に出席せしめることができる。

委任状をもって出席した者は当該会議の議決に対し議決権を有する。

（細則）

### 第1条（加盟金）

本連盟規約第7条第1項規定の加盟金は一会員あたり10,000円とする。

### 第2条（登録料）

本連盟規約第2項規定の代議員数は後記の通りとする。

北海道・東北・北信越・中国・四国	各3名
東海・九州	各4名
関西	5名
関東	8名

## 専門委員会規定

### 第1条（目的）

本規程は全日本大学バレーボール連盟規約（以下、本連盟規約という）第29条に基づき、専門委員会の設置・運営に必要な事項を定め、その業務の効率的かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

### 第2条（委員会の名称・設置）

- (1) 専門委員会は本連盟規約第29条第1項に規定されている通り、総務委員会・強化委員会・競技委員会・審判委員会・広報委員会・指導普及委員会・科学研究委員会・ビーチバレーボール委員会の8委員会より構成され、それぞれの専門事項を処理する。
- (2) 前項に規定された委員会のほかに、本連盟の事業遂行のため必要があるときは、本連盟理事会の決議により新たに専門委員会を設置することができる。
- (3) また、必要に応じ、本連盟理事会の決議により専門委員会のなかに男子部・女子部を設置することができる。

### 第3条（所管事項）

各専門委員会の所管事項は次の通りとする。

- (1) 総務委員会は本連盟の業務遂行にかかわる庶務事項、予算の編成・執行及び決算等の経理事項、会員の登録・資格等に関する事項及びその他の委員会に属さない事項を所管する。
- (2) 強化委員会は加盟チームおよび選手の競技力向上を目指し、強化計画の作成・実施を行なうとともに、ユニバーシアード等学生選抜選手の選考を行う。

- (3) 競技委員会は本連盟が主催または主管する競技会の競技日程及び競技要項の作成、競技会場の確保、競技会の準備、運営、競技者の登録等の業務を行う。
- (4) 審判委員会は本連盟が主催する競技会の審判員の編成を行うほか、本連盟登録部員による審判員の養成及び審判員の技術向上に寄与する業務を行う。
- (5) 広報・企画委員会は大学バレーボールの普及を目指し、諸活動、諸行事の周知徹底を図るため各種報道機関との密接な関係を築くことに努めるとともに、情報コミュニケーションシステムの研究、構築及び各種出版物の企画、立案、作成等の業務を行う。
- (6) 指導普及委員会はバレーボールの普及発展に寄与するようバレーボールの指導者あるいはコーチの育成指導を行う。また、本連盟の各委員会に所属しない9人制バレーボールやソフトバレーボール等に関わる各種業務を担当するとともにシッティングバレーボール等の障害者スポーツの指導者育成を図る。
- (7) 科学研究委員会は本連盟加盟大学のバレーボールの技術・戦術の向上に寄与するよう技術・戦術の研究を行うとともに、トレーニング方法や各種データ分析方法の研究を行う。
- (8) ビーチバレーボール委員会はビーチバレーボールの普及、発展のための諸施策を検討、立案し、本連盟理事会に上程する。また、本連盟が主催または主管するビーチバレーボール競技会に関し、前項(3)に示す競技委員会、(4)に示す審判委員会の所管事項を担当する。

#### 第4条（委員長・委員の選考 / 任期）

専門委員会の委員長及び委員の選任は本連盟規約16条に定められているところによるが、委員会別の細則を下記の通り定める。

- (1) 強化委員会委員には、各地方学連より推薦された者を最低1名は含めること。
- (2) 各専門委員会には委員長の推挙により、理事会の決議を経て副委員長を置くことができる。また、本規定第2条3項により男子部・女子部を設置した場合には男子部長・女子部長を副委員長に任命するものとする。
- (3) 各専門委員会の委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

#### 旅費規程

この規定は本連盟規約第8条に規定される本連盟の役員が会議出席等のために出張する際に要する旅費（交通費及び宿泊費）の支給に関する基準を定めるものである。

#### 第1条（支給範囲）

- 1) 本連盟規約第15条に規定される理事が規約第22、25、26条の各会議に出席する際に要する旅費は本規程により支給される。
- 2) 本連盟規約第11、12条に規定される名誉顧問、顧問、参与が規約第22、25、26条の各会議に出席を要請された場合の旅費は本規程により支給される。
- 3) 本連盟規約第29条に規定される各専門委員会の委員が当該委員会に出席する際に要する旅費は本規程により支給される。
- 4) 本連盟規約第18条に規定される代議員が規約第28条の代議員会に出席する際に要する旅費は本規程により支給される。
- 5) 本連盟規約第19条に規定される監事が規約第22、26条の各会議に出席する際に要する旅費は本規程により支給される。

## 第2条（支給額）

### 1) 鉄道運賃

各役員の居住地から会議開催地までの普通往復運賃を支給する。尚、学生役員は学生割引を利用することが望ましい。片道70KM以上の旅行に対しては急行料金または特別急行料金（新幹線を含む）及び座席指定料金を支給する。

### 2) 航空運賃

鉄道による旅行時間が4時間を超える場合及び緊急を要する場合には飛行機の利用を認め、その普通運賃を支給する。

### 3) 宿泊費

各役員が会議出席に際し宿泊を要する場合には下記により宿泊費を支給する。

学識経験者役員：12,000円/泊

学 生 役 員：10,000円/泊

なお、宿舍を本連盟が準備し当該宿舍に一括支払いを行う場合には本規程による宿泊費は支給されない。